

蘇我石川両氏系図の一考察：民族関係記事 をめぐって

星野, 良作 / HOSHINO, Ryôsaku

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

18

(開始ページ / Start Page)

38

(終了ページ / End Page)

50

(発行年 / Year)

1966-03-20

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011761>

蘇我石川両氏系図の一考察

——氏族関係記事をめぐって——

星野良作

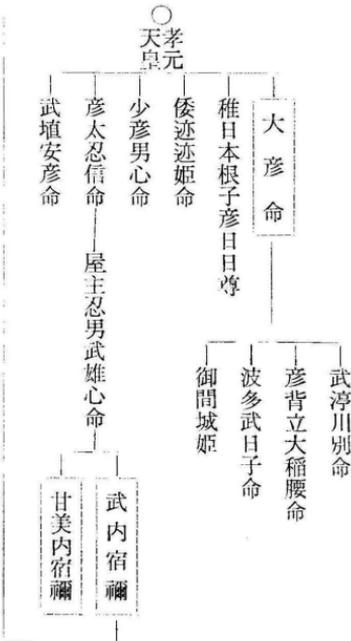
一

小稿は本誌前号に「蘇我石川両氏系図成立の時期について」と題して発表した拙論の、継続というより一体的な意味を持つとするものである。前稿においては、紙数の関係で、資料とした「蘇我石川両氏系図」(以下、「系図」と略称する)の底本である「諸家系図纂」(静嘉堂文庫所蔵本)所収の「蘇我石川両譜」の紹介と、その成立の時期についてだけ私見を提示し得たにとどまり、「系図」成立の論点から当然検討すべき問題を多く残していた。小稿では、そうした残されている問題のうち「系図」に見える夥しい数の後裔氏族記事に着目してこれが検討の面から、「系図」成立の一要件を探って見たいと思う。検討の基礎的資料は、前掲「蘇我石川両譜」である。

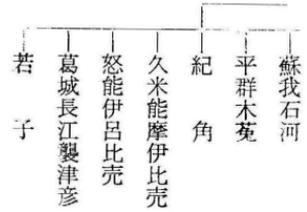
二

「系図」に記される後裔氏族の系譜は、(1)大彦命、(2)武内宿禰、

(3)甘美内宿禰の三者の後裔氏族グループに包含される。以下、逐次考察を加えるが、それに先立って、この三者の統柄関係を图示して以下の資料とする。



波多八代
許勢小柄



さて、大彦命の後裔氏族は、次に見られる如く、大彦命を頂点にその子達を祖とする後裔氏族も含めて、大同族団を成しているかに記される。

(1) 大彦命(阿倍、膳、阿閉、狭々城山君、筑紫国造、越国造、伊賀臣等の祖)

伊賀臣等の祖

武淳川別命(阿倍、布勢、竹田等の祖)

彦背立大稲腰命(肉人、高橋、膳、音大等の祖)

波多武日子命(三宅人の祖)

〔此の外、若按部、阿閉間人、他田広瀬、道公、会加、杖部、坂合、伊我水取、難波、吉志、日下、大戸等皆大彦命の後なり〕⁽¹⁾まず、大彦命を祖とする阿倍氏以下の七氏が、如何なる理由でこのような関係を持ち得たのか、その真憑性は如何程であろうか等の点についての検討から入ろう。大彦命が孝元天皇の子という関係に着目して、記紀の孝元天皇の条を見ると、古事記では大毗

蘇我石川阿氏系図の一考察(星野)

古命と記されて出自のみ知られ後裔氏族のことは全く記載がない。⁽²⁾ところが、日本書紀の孝元七年二月丁卯の条には次のように記されていてほぼ「系図」と一致するのが注目される。

大彦命。是阿倍臣。膳臣。阿閉臣。狭狭城山君。筑紫国造。伊賀臣。凡七族之始祖也。⁽³⁾

「系図」の阿倍、膳、阿閉の三氏に姓が欠けているのを除けば、両者は用字法・記載順・内容等のすべに亘って共通している。姓の有無については、「系図」の記載表示で姓を付さない場合が圧倒的に多い事実から考えると、この場合は無視して大過なからう。とすれば、大彦命の裔七族の典拠は直接か間接的にかはもとより確かめる術はないが、要するに前掲孝元七年紀と知れる。後で触れることであるが、この推断には殆んど誤りないと思う。されば「系図」筆録者ないしその後の伝写者が、阿倍氏など三氏の臣姓を筆脱したものであろう。⁽⁴⁾

次に武淳川別命とその後裔氏族についてであるが、大彦命との関連で孝元七年紀を見ると不可解なことには武淳川別命すら記されず、一方古事記の孝元の段に、⁽⁵⁾

大毗古命之子建沼河別命者⁽⁶⁾阿倍臣等之祖。

と見え、かなりの相違はありながらも共通性を意味する表現をとっている。「阿倍臣等之祖の」等は複数表現であるから、記の編者がこれに続く氏族名——例えば布勢、竹田——を省略したのであろう場合も容易に察しがつくが、明らかにこの条だけでは不足である。典拠は孝元紀も含めて、他に求められなければならない。

そこで時代は平安初期に降るが、当時の氏族系譜の集大成であ

る新撰姓氏録を見ると、その左京皇別の条に関連記事が求められ
る。記載の順に引用する。⁽⁸⁾

阿倍朝臣 孝元天皇皇子大彦命之後也。日本紀。続日本紀合。
布勢朝臣 阿倍朝臣同祖。日本紀漏。

竹田臣 阿倍朝臣同祖。大彦命男武渟川別命之後也

まず阿倍氏についてであるが、ここでは単に「大彦命之後也」
とのみ記され、武渟川別命との直接的な関係は把握できない。し
かし既に見たように孝元記にその明示があるのであるから、「系
図」の記載には齟齬を来たさない。更に現存の姓氏録が抄本である
ことを考え併せれば、直接に武渟川別命に続けられていなくとも
その関係の想定は許容するに足る。とはいえ、「系図」の典拠が孝
元記と姓氏録の何れであるかはまだ断ぜられない。布勢氏の場合
についても阿倍氏とはほ同様の推考が適用できると思うが、その
傍証の一つとして挙げ得ることは、正しく「系図」の内容と一致
する、すなわち「大彦命男武渟川別命之後也」の伝承をもつ竹田
氏との相関関係である。姓氏録の本条以外には竹田氏に関する
「系図」の典拠は求められず、従って姓氏録からの採用という推
定が動かないならば、布勢氏もまた他に該当する祖先伝承の所見
がない事実から、⁽¹⁰⁾同様に姓氏録採用の公算が強まるということだ
である。このように考えてくると、前に保留した阿倍氏の場合も断
定こそできないが、矢張り姓氏録の引用と考えた方が自然であ
⁽¹¹⁾る。その場合、姓氏録の原本・抄本の差違を考えると、「系図」作
成者は原本に拠ったと考えざるを得なくなる。何となれば、姓氏

録原本の阿倍朝臣と布勢朝臣の条にはその本系の関係からして、⁽¹²⁾
必ずや武渟川別命の記載がなければならぬからである。それ
は前掲孝元記から、阿倍氏にとって武渟川別命は祖先として重要
な位置にあったことが窺われる点によっても推察できる。

とも角、私は記紀以外の「系図」の典拠として姓氏録を挙げざ
るを得ない。この点は論が進むにつれて益々明確になると思う。

次の彦背立大稻腰命とその後裔氏族について、まず注目される
のは、記紀にその関係記事が全く見出されず、姓氏録に求められ
るという事実である。すなわち、その左京皇別の条に、⁽¹³⁾

⁽¹⁴⁾完人朝臣 阿倍朝臣同祖。大彦命男彦背立大稻腰命之後也。日
本紀合。

高橋朝臣 阿倍朝臣同祖。大稻腰命之後也。景行天皇巡狩東

国「供」獻大蛤。干し時天皇喜其奇美。賜姓膳臣天渟中原瀛

真人天皇⁽¹⁵⁾十二年改膳臣賜高橋朝臣。⁽¹⁴⁾

また摂津国皇別条に、

高橋朝臣 阿倍朝臣同祖。大彦命之後也。日本紀不見。

また逸文に、⁽¹⁵⁾

姓氏録第八卷云。高橋朝臣本系。

阿倍朝臣同祖。大彦命之後也。⁽¹⁶⁾(下略)

また和泉国皇別の条に、

膳臣 宇太臣。松原臣。阿倍朝臣同祖。大鳥膳臣等。付大彦

命之後。⁽¹⁷⁾

また大和国皇別の条に、

(六) 音太郎 高橋朝臣同祖。大彥命之後也。

また右京皇別の条に⁽¹⁸⁾。

音太郎 高橋朝臣同祖。彦屋主田心命之後也。

とあるのがそれである。

肉(突)人、高橋、膳、音大(太)の各氏共、姓氏録の各条が補ないあつてその出典となり得たことが察せられる。姓氏録における姓の相違については、今迄の例から見て特に考慮する必要はなく、「系図」作成者の恣意に依るものと断じたい。ただ、右京皇別の音太郎の条の彦屋主男心命については説明を加える必要があろう。結論からいえば、彦屋主田心命は彦背立大稻腰命の男であつて、以上の推考には支障を来たすものではない。すなわち、音太郎の前条の道公は「大彥命孫屋主田心命之後」と記され、更に二氏置いて伊賀臣の条には「大稻腰命男屋主田心命」と見える。ただ引用した道公の場合のように、同じく屋主田心命の後族であつても音大氏と共に「系図」が記さない例が他にも姓氏録にあり、彦背立大稻腰の出自が記紀に見えない理由についても問題を残すが、このことはひとまず置き、「系図」の出典が姓氏録であることを確認して、波多武日子命と三宅人の関係を見よう。

波多武日子命もまた記紀に所見がない。されば姓氏録撰津国皇別の条に次の如く見えるのがそれであらう。⁽¹⁹⁾

三宅人 大彥命男波多武日子命之後也。

最後に「此の外」以下の註記に見える若校部氏など一二氏について述べる。上來より判断して出典を姓氏録と見て「系図」との関係を示す。⁽²⁰⁾

蘇我石川両氏系図の一考察(星野)

蘇我石川 両氏系図	氏名	京	氏姓	記事	頁
蘇我石川 両氏系図	氏名	京	氏姓	記事	頁
蘇我石川 両氏系図	若校部	右京	若校部朝臣	阿倍朝臣同氏。大彥命孫伊波我牟都加利命之後也。(下略)	二五
蘇我石川 両氏系図	阿閉間人	〃	阿閉間人臣	同氏。(大稻粟命男彦屋主男心命之後也。)	二七
蘇我石川 両氏系図	他田広瀬	〃	他田広瀬朝臣	同氏。(阿閉間人臣の条を受ける。)(下略)	〃
蘇我石川 両氏系図	道公	〃	道公	同氏。大彥命孫彦屋主男心命之後也。	〃
蘇我石川 両氏系図	会加	〃	会加臣	孝元天皇皇子大彥命之後也。	〃
蘇我石川 両氏系図	杖部	〃	杖部造	同氏。(会加臣の条を受ける。)	〃
蘇我石川 両氏系図	坂合	大和	坂合部首	阿倍朝臣同祖。大彥命之後也。	二九
蘇我石川 両氏系図	伊我水取	摂津	坂合部	同大彥命之後也。(下略)	二九
蘇我石川 両氏系図	〃	〃	伊我水取	阿倍朝臣同祖。大彥命之後也。	二九
蘇我石川 両氏系図	難波	河内	難波忌寸	大彥命之後也。(下略)	二九
蘇我石川 両氏系図	〃	〃	難波	難波忌寸同祖。大彥命孫波多武彥命之後也。	二九

吉志撰津	吉志	難波忌寸同祖。大彦命之後也。	一五五
日下河内	日下連	阿閉朝臣同祖。大彦命男紐結命之後也。(下略)	一五六
大戸	大戸首	阿閉朝臣同祖。大彦命男比毛由比命之後也。(下略)	〃

以上、すべて妥当すると思われるが、前に若干触れたように、姓氏録にはなおこの外にも大彦命の後裔と称するものがある。同様に表示すれば次の通りである。⁽²¹⁾

氏姓	京	記	事	頁
許曾倍朝臣	左京	阿倍朝臣同祖。大彦命之後也。(下略)	一五九	
名張臣	〃	阿倍朝臣同祖。大彦命之後也。	一六〇	
阿倍志妻連	〃	大彦命八世孫稚子臣之後也。	〃	
久々智	〃	同上。(阿倍朝臣同祖。大彦命之後也)	一六三	

これらの氏族が何故「系図」に同族として編入されなかったか。その出典が姓氏録であるとする考えに誤りないとすれば、単に編者の杜撰ないしは恣意とのみ断じきれない気もしないではないが、後にも見るように姓氏録との全体的な関係からして矢張り杜撰の故であって独自の伝承存在の結果とは考えられない。

また保留しておいた大彦命四子の出自については、既掲の孝元

記に建沼河別命が知られているが、その文に続けて、次比古伊那許士別命。自此至士六字以音。⁽²²⁾

とある。これを彦背立大稻腰命と考えることができるかどうか。仮にそうだとしても、「系図」の直接の典拠でないことは明らかである。日本書紀ではその崇神元年二月丙寅の条に、⁽²³⁾

立御間城姫⁽²⁴⁾為皇皇后。

垂仁即位前紀に、⁽²⁴⁾

母皇后曰御間城姫。大彦命之女也。

と見え御間城姫一人のことが知れるだけであるが、御間城姫の典拠は、記に見えないのであるから、恐らく書紀と考えて差支えないと思う。しかし記の前掲記事でもって同様に武渟川別命(或いは彦背立大稻腰命)の典拠とは定め難い。既に指摘したように用字法に違いがある。用字法の相違は内容の共通にも拘らず、それが直接の典拠でないことを示唆する。なお記に(紀にも)は波多武日子命が(或は彦背立大稻腰命も)記されてない。これらの事實は「系図」のこの部分の典拠は記ではなく、既に見てきたように姓氏録の各条であることを支持しているものと考えられる。

武内宿禰とその後裔氏族の系譜は次のように記される。

(2) 武内宿禰

一 波多八代(波多、林、波美、星川、淡海、長谷部、道守、山口の祖) ^(羽田)

一 許勢小柄(許勢、雀部、鶺鴒、輕部、楳田、斐太等の祖) ^(巨)

蘇我石河（蘇我、川辺、田中、高向、小治田、桜井、岸田、田口、箭口、久米、御炊等の祖）

平群木菟（紀、平群、佐和良、馬御職、文室、都保、馬工、額田、韓海部の祖）

紀角（紀臣、都奴、坂本、掃守田、曰佐、梶、大家、丈部等の祖）

久米能摩伊刀比売

怒能伊呂比売

葛城長江襲津彦（玉手、的、生江、阿芸那、布敷、小家、原井、布忍、下神の祖）

若子（江野財、江沼の祖）

これがかの著名な古事記孝元段の武内宿内宿禰系譜と酷似しているものであること容易に大方の察せられるところであろう。よって、同系譜を左に図示する。⁽²⁵⁾

建内宿禰

波多八代宿禰（波多臣、林臣、波美臣、星川臣、淡海臣、長谷部君の祖）

許勢小柄宿禰（許勢臣、雀部臣、輕部臣の祖）

蘇我石河宿禰（蘇我臣、川辺臣、田中臣、高向臣、小治田臣、桜井臣、岸田臣等の祖）

平群都久宿禰（平群臣、佐和良臣、馬御職連等の祖）

蘇我石川両氏系図の一考察（星野）

木角宿禰（木臣、都奴臣、坂本臣の祖）

久米能摩伊刀比売

怒能伊呂比売

葛城長江曾都毘古（玉手臣、的臣、生江臣、阿芸那臣等の祖）

若子宿禰（江野財臣の祖）

両者を比較して見ると、全体としては非常によく似ているが、一致しない部分もかなりある。分けて考えると、まず氏族数においては記の二七氏に対する「系図」の五三氏で前者の約倍の二六氏も多いということ。次に氏族の記載の順序に「系図」は若干の乱れがあり、許勢、平群の系統に指摘できる。最後に、用字の相違は武内宿禰の武_{II}建と、紀角宿禰とその後裔氏族の紀_{II}木が挙げられる（宿禰の尊号や姓の有無は例に依って「系図」が省略したものと考えられるので特別に差異とする必要はないと思う）。以上のような不一致点があるにも拘らず「系図」は原則として孝元記によっているものと考えざるを得ない。孝元記以外にこれ程纏まった信すべき資料は他にないからである。氏族数の相違から検討に入るが、この点については今迄の例から推して、「系図」は孝元記で骨格を作り、姓氏録でもって補なつたものと察しがつく。

次に「系図」にあつて孝元記に見えない氏族を姓氏録より探して表示してみる。⁽²⁶⁾

蘇我石河		許勢雄柄			波多八代				蘇我石河	
箭口	田口左京	妻太右京	檄田	鵜甘和泉	山口河内	和泉	道守河内	道守河内	左京	氏名
京口朝	田口朝	巨勢斐	巨勢械田朝臣	巨勢械田朝臣	山口朝	道守朝	道守朝	道守朝	道守朝	京・氏姓
宗我石川宿禰三世孫稻目宿禰	石川朝臣同祖。武内宿禰大臣之後也。編鯨臣。(中略)号二田口臣。(下略)	巨勢職田同氏。巨勢雄柄四世孫稻茂男荒人之後也。	命之後也。	命之後也。	武内宿禰男己西男柄宿禰後也。	波多朝臣同祖。八多八代宿禰之後也。(下略)	波多朝臣同祖。武内宿禰男波多八代宿禰之後也。	波多朝臣同祖。武内宿禰男八多八代宿禰之後也。(下略)	波多朝臣同祖。波多八代宿禰之後也。(下略)	撰記
二六	二六	二五	二六	二六	二六	二五	二六	二六	二六	事頁

紀		角		平		群		木		菟		蘇我石河	
曰佐	掃守田	韓海部	額田河内	馬工大和	都保	文室右京	紀	御炊	久米右京	臣	御炊朝	久米朝	臣
大和曰佐	山城曰佐	和泉首	右京首	攝津首	額田首	馬工連	都保朝	室朝臣	平群文	臣	御炊朝	久米朝	臣
也。	也。(下略)	武内宿禰男紀角宿禰之後也。	武内宿禰男紀都奴宿禰之後也。	武内宿禰男平群木菟宿禰之後也。(下略)	早良臣同祖。平群木菟宿禰之後也。(下略)	平群朝臣同祖。平群木菟宿禰之後也。	平群朝臣同祖。都久足尼之後也。	同都久宿禰之後也。(下略)	同都久宿禰之後也。(下略)	武内宿禰六世孫宗我馬背宿禰之後也。(下略)	武内宿禰五世孫稻目宿禰之後也。(下略)	之後也。	之後也。
二五	二六	二六	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五

角	紀		彦 津 襲 江 長 坂 葛				若子
梶	大家	丈部	布敷	小家	原井	布忍	江沼
和泉	〃	〃	撰津	河内	〃	左京	大和
紀辛梶	大家臣	丈部首	布敷首	小家連	原井連	布師首	江沼臣
建内宿禰男紀角宿禰之後也。	建内宿禰男紀角宿禰之後也。 (下略)	同上。〔武内宿禰男紀角宿禰之後也〕	玉手同祖。葛城襲津彦命之後也。	塩屋連同祖。武内宿禰男葛木襲津彦命之後也。	同上。〔小家連の条を受ける〕 (下略)	生江臣同祖。武内宿禰之後也。	石川同氏。建内宿禰男若子宿禰之後也。(下略)
二〇六	〃	〃	一九四	一九九	二〇〇	二〇三	二〇九

問題が全くないわけではないが、殆んどが姓氏録でもって補填される事実が驚く程で、前の推定が間違いでなかったことがわか

蘇我石川河氏系図の一考察(星野)

るのである。しかし「系図」作成者によって姓氏録から拾い上げられなかったなお若干の氏族がある。これも表示する。

氏	姓	京・国	記	事	頁
池後臣	大和	建内宿禰之後也。(下略)			一九〇
塩屋連	河内	同上。〔武内宿禰男葛木曾都比古命之後也。〕 (下略)			一九九
葛城朝臣	左京	葛城襲津彦命之後也。(下略)			二〇二

表中、葛城朝臣については孝元記系譜にも見えないので、「系図」に記されない理由も一応諒解される。しかし他の二氏の事情は不明である。この点も「系図」作成者の杜撰の結果であろう。ところで孝元記、「系図」共に記されていて姓氏録に見えない氏族がある。波多八代系の波美、淡海の二氏である。一見問題を含むようであるが、これは「系図」が機会的に記の氏族を記し、それに姓氏録の關係氏族を加えた結果であろうと思う。

平群木菟系のウマミクイ(馬御職・馬工)は記に馬御職、姓氏録に馬工とある。この齟齬も「系図」が機会的に平群から馬御職までを記し、姓氏録から關係氏族としての馬工を記した杜撰の表われであろう。同様に許勢小柄系に見える記載順の混乱——といっても鶴甘氏が途中に入った単純なものであるが——も「系図」の杜撰が筆写の誤りであろう。しかし平群木菟系の冒頭に紀氏が記されているのは単なる杜撰や誤写とは片付けきれないものを含

んでいる。何となれば、「系図」の平群氏の註文に、

真鳥八代孫大人。仕天智天武兩朝。為御史大夫、大納言、由是紀氏再興。

という理解し悪い事柄が見えるからである。文の内容に該当する人物は紀大人であること明白で何故に平群氏の条に記されたのが問題である。思うにこの混乱の原因は「系図」作成の当初に既に存したのであって、古事記・姓氏録以外の資料が使用せられたとみるべきであろう。木菟の後裔氏族の第一位に紀氏を記したのも前掲註文との関係故であろうし、従ってこの註文は後註ではない、また紀角の条において、古事記の用字例である木を紀に変えているのも、単に書紀の用字法を採用したというだけでなく、なお例外的に臣姓を付しているのもまた杜撰とは退けきれないと思える。

私見ではこれが原因は統群書類従に載せる「紀氏系図」にあると考える。関係部分だけ引載する。

武内宿禰

四男
木菟宿禰——真鳥宿禰——玆麻臣——久比臣

美小開臣子。

狼咋臣——小足臣——塩手臣——大口臣——大人
真咋臣

そして大人の譜文に、

大納言正三位

御史大夫

号大紫臣。天智天皇十一年辛未正月五日始任御史大夫。天武天皇元年改御史大夫。初大納言。是吾朝大納言初也。此時改宿禰為朝臣。天武十二年六月二日薨。

とあるのがそれである。この系図にしても何程の真憑性があり、また紀大人の出自や紀氏の本貫或いは平群氏との関係等についても議すべき点があるのは当然であるが、紀氏の活躍が、上古はとも角として、平群氏のそれより遙かに大きかった事実から、紀氏の付加造作が推測される。翻って「系図」の内容からも、このことは支持できよう。延喜式神名帳、大和国平群郡に見える平群坐紀氏神社の存在は紀・平群両氏の在り方を示唆し、この問題を考える場合の便となる。

類聚国史卷十、神祇十、常祀の条に、⁽³⁰⁾

淳和天皇天長元年八月丁酉。依從三位右衛門督兼播磨權守紀朝臣百繼。從四位上行越前加賀守紀朝臣末成等奏。紀氏神⁽³¹⁾幣帛例。

とあるのを見れば、この神社は天長元年八月に紀朝臣百繼・同末成等の奏請に依って官社に列せられたことがわかる。津田左右吉氏はこの記事に拠って「紀朝臣は昔の紀臣の家であるから、此の神社は紀臣の故郷であり、従って紀臣は此の土地の豪族であった」と述べ、紀臣の本貫をこの地に推定されたが、⁽³²⁾紀氏の本貫は矢張り通説のように紀伊国にあったと考えた方がよく、⁽³³⁾大和国平群郡の地も通説通り平群氏の本居と考えたい。勿論、紀氏神社が存した程であるから、紀氏同族が此の地に居住したことも事実で

あるが、⁽³⁵⁾それはそう古いことではなく、壬申の乱以後の紀大人の活躍した時代以降のことではなからうか。逆に紀氏が平群氏の故地に勢力を扶植していったものと考えられないだろうか。

紀朝臣百継・同末成の事績は日本後紀・続日本後紀・公卿補任・日本逸史などに散見する。百継については公卿補任が網羅的で、一応諸書とも大きく食い違うところはない。紀氏系図にも兩名のことが見え、略々前掲史書と一致するので、大人以下の関係部分だけ略記して紹介しよう。⁽³⁶⁾

大人——園益——諸人——磨——飯磨

三男 古佐美 (三男)越前守大和守
末成從四位下

弘仁十二年七月任大和守。同十一月遷任越前守、正四位下。

四男 木津魚 一男 百継右兵衛督近江守
從二位參議

承和二年七月任參議。元從三位。同三年九月薨。

紀氏系図もこの頃になると、かなり信用できる。してみると紀氏はその勢威の高まる中で、恐らく大人以降百継のころよりそう遠くない昔、かつての名族とはいえ現実には衰微している同族平群氏を何らかの事情で自家の系譜に組入れた、それが石川氏との交渉の中で「系図」に混入したのではないだろうか。「系図」に大人が真鳥八代孫と記されている典拠としては紀氏系図以外に考えられず、両者の譜文にも相通するものがある。

以上、縷々述べてきたが、要するところは「系図」の典拠に紀氏系図が加えられるということである。そしてこれは紀氏が或る

蘇我石川両氏系図の一考察(星野)

時期に石川氏に势力的な影響を与えていた反映と見たいということである。⁽³⁷⁾

次に甘美内宿禰とその後裔氏族についてみる。

(3)甘美宿禰(内臣、山公の祖)

甘美内宿禰は前掲孝元記の前段に、

比古布都押之信命……生子。味師内宿禰。此者山代内又……生子。建内宿禰。

と見え、まず「系図」とは父の名と武内宿禰の兄弟関係が違っているのが、注目されるが後裔氏族の点は考慮に値する。一方書紀

には孝元七年二月丁卯の条に、⁽³⁸⁾

彦太忍信命。是武内宿禰之祖父也。

とあって古事記と齟齬を生ずるが、景行三年二月庚寅朔の条に、⁽³⁹⁾

屋主忍男武雄心命……生武内宿禰。

と見えるので、武内・美内宿禰兄弟の父は屋主忍男武雄心命で彦

太忍信命を祖父とする「系図」の出典は書紀であると知れる。で

あれば後裔氏族の典拠も他に求めた方がよく、姓氏録、大和国皇

別。⁽⁴⁰⁾

内臣 孝元天皇皇子彦太忍信命之後也。

山公 内臣同祖。味内宿禰之後也。

と続けて記されるのが疑いなくそれであろう。

三

以上要約すると、「系図」の氏族関係記事には殆んどすべて出典が明示され、それは記紀および姓氏録に大体吸収され得るとい

うことである。⁽⁴¹⁾ 中でやや特異なのは紀氏系図の影響が認められ、この点に石川氏と紀氏との関係が推測されて、「系図」が全くの機械的編纂物、二等史料との断論に一抹の躊躇なしとしないが、それとてもさしたる価値は与え難い。

されば前稿で見たように、「系図」成立の時期も相当に降り⁽⁴²⁾ これでもつては蘇我氏のこととは勿論、石川氏の実態究明にも殆んど有効なものはないとせねばならず、その為には当然ながら広く信頼に価する史料を涉猟する以外にまた方法はないことが明らかになった、と結論できるであらう。

注

(1) 「系図」においては、この条は御間城姫の譜文に続けて記される。すなわち、

崇神后。垂仁母、此外若桜部。阿閉間人。他
田広瀬。道公。会加。杖部。坂合。伊我水取。
御間城姫
難波。吉志。日下。大戸等皆大彦命之後也。

(傍点は筆者)

とあるが、此外以下の文は御間城姫の譜文に内容的に継続しないのみならず、御間城姫の後裔氏族の存在を推測し得る資料も他に全く見出されない。更に文の最後に、皆大彦命之後也とあるのより考え併せれば、この文は原は御間城姫とは直接関係せず、恐らく大彦命やその子達の条全体に係る独立の注文であり、転写の間における誤記であらうと推断される。

(2) 孝元記には「穗積臣等之祖。内色許男命色許二字音。妹。

内色許売命二生御子。大毗古命。」(新訂増補国史大系本『古事記』普及版、六七頁)と見える。

(3) 新訂増補国史大系本『日本書紀』前篇、一五〇頁(普及版)。

(4) 拾載氏族総数八〇のうち、姓の記してない氏族は六五である。氏の名以外に姓らしきものを付するのが一五あり、部姓七、臣姓三、君(公)姓二、人姓二、その他(国造)一という内訳である。

(5) 第二節、一〇頁参照。

(6) 「系図」の編者の朴撰か、伝承者の誤写でないとするれば当然故意であつて作成時の事情を反映しているものと見なければならぬ。後節でこの点の検討も行なう予定である。

(7) 前掲『古事記』、六七頁。

(8) 佐伯有清『新撰姓氏録の研究』(本文篇)、一五九一六〇頁。
(9) 武渟川別命の武渟を孝元記は建沼と記すので、この点からも古事記よりも姓氏録の方が近い。

(10) 布勢氏には姓氏録山城国皇別に次のような異なった祖先伝承がある。

布勢 仲哀天皇皇子忍稚命之後也。統日本紀不見。(前掲『新撰姓氏録の研究』本文篇、一八八―八九頁)
また古事記応神段に、

意富・杼王者。……布勢君等之祖也。(前掲『古事記』、一一〇頁)

と見え、都合三種の祖先伝承があることになり、これは別に考究されなければならないが、当面は捨象して考え、差支えないと思う。

(11) 阿倍氏については、大塚徳郎「阿倍氏について」(続日本紀研究)第三卷一〇・一一号)の詳論がある。布勢氏についても論及されているので参照されたい。

(12) 佐伯有清『新撰姓氏録の研究』(研究篇)、第一、五「新撰姓氏録の内容」参照。

(13) 前掲姓氏録(本文篇)、一五九頁。記載順に示した。

(14) 同、一九三頁。

(15) 同、三五四頁。太子伝玉林抄所引の逸文である。省略部分の記載は左京皇別の高橋朝臣の条の内容と略同一。

なお、高橋氏も姓氏録神別の連姓のものについては、その祖先伝承が異なる。右京・山城国・河内国に同族があつて、神饒速日命のそれぞれ七世孫大新河命・十二世孫小前宿禰・十四世孫伊己布都大連の後なりという。同様に高橋を名乗つても異なる氏族と考え、ここでは一応捨象する。

(16) 前掲姓氏録(本文篇)、二〇七頁。

(17) 同、一九一頁。(18) 同、一七七頁。

(19) 同、一九四頁。ところが河内国皇別の条にも、難波 難波忌寸同祖。大彦命孫波多武彦命之後也。(同、

一九八—九九頁)

と見え、子と孫、日子と彦の相違があつて、特に前者に

は伝承の混乱が認められる。ここでも問題を残すが三宅人の条のみ採用しておく。

(20) すべて皇別。頁数は前掲姓氏録のそれである。若校部、坂合、日下等諸氏の異姓者に異伝があるが、無視した。

(21) なおこの外に、注(16)の和泉国皇別の条の、宇太臣、松原臣、大鳥膳臣等せ挙げられる。

(22) 注記の「膳臣之祖也」とあるのは「系図」とも共通し、同一人物と考える一つの条件とはなる。

(23) 前掲日本書紀、一五七頁。(24) 同、一七五頁。

(25) 前掲古事記、六八頁。なお記では武内宿禰の武は建となつており、武は紀の用字法である。この系譜については

津田左右吉氏以来先学によって氏族論的な研究が出されている。それらの主要なものについては拙稿「武内宿禰系譜の成立と江沼氏の伝承」(法政大学工業高等学校紀要)創刊号)に紹介しておいたが、その後管見に入ったものに、日野昭「蘇我氏同族系譜の形成について」(竜谷大学論集)第三七五号)、直木孝次郎「武内宿禰伝説に関する一考察」(人文研究)第一五巻・第五号)、岸俊男「たまきはる内の朝臣——建内宿禰伝承成立試論——」(歴史と人物)所収)等がある。しかし、ここではそういった豪族論的な考察をする余裕がない。

(26) 韓海部と下神の二氏は未定雑姓、他はすべて皇別、頁数は前掲姓氏録(本文篇)のそれである。道守、山口、鶉甘、久米、文室、額田、大家、丈部等の諸氏には異伝をもつ

- ものがあるが捨象した。また紀角の系統で、「系図」の棍に対して右の姓氏録は紀辛棍であるが、その頭註によると底本をはじめ諸本にも辛のないがあるので、紀棍とも考えられ、「系図」に非常に近くなる。なお平群木菟の系統として紀氏があつて姓氏録は空欄にしてあるが、平群木菟系の馬御職 \parallel 馬工の重出と共に別に論ずる。
- (27) すべて皇別、頁数は前掲姓氏録のそれである。表示以外に左京皇別に石川朝臣があるが、これはその性格上「系図」に記さないのが寧ろ当然。挙げた氏族にも異姓で別系統のがあり、例挙しなかつた中にも、前後の関係から武内氏族と判断されるものや、姓と系統の異なる氏族も若干あるけれども、表示は分明なものに限った。
- (28) 統群書類従完成会本『統群書類従』(第七輯上)、巻第一六八・系図部六三、一八一—一八三頁。
- (29) 新訂増補国史大系本『延喜式』前篇、一八八頁(普及版)。
- (30) 同本(第五卷)『類聚国史』前篇、八八頁。
- (31) 同本(第八卷)『日本逸史』は□以下を「預三四時幣帛例。」と補訂している(二九五頁)。
- (32) 『日本古典の研究』下「津田左右吉全集」第二巻、一一二頁。
- (33) 岸俊男『紀氏に関する一試考』(『近畿古文化論攷』所収)参照。
- (34) 延喜の神名式に、平群石床神社・平群神社五座が見える(前掲延喜式、一八八頁)。
- (35) 『平安遺文』第一巻、貞観十二年四月廿三日付の某郷長解の土地売券に、保証刀禰として紀朝臣氏世・同本男が見える。また売地四至のうち南は「限石川朝臣真主地并紀氏神地」とあつて紀氏神社の近くに同氏が居住していたことがわかる。なおこの解文には当面の問題に関係のあることとして、土地売人が左京二条一坊の戸主石川朝臣真主戸口同貞子であり、買人が右京四条二坊に住む戸主従七位上守少判事紀朝臣春世であることから石川・紀両氏の交渉が察せられるが、保証刀禰の中に石川朝臣宗雄も見える。また郡司に副擬主帳平群糸主が記されているのも参考となる(一三九—四〇頁)。
- (36) 前掲統群書類従、一八三—一八五頁。百継の譜文に見える「右兵衛督」は「右衛門督」の誤りであること諸書に照して明らかである。
- (37) 紀氏の伝承は書紀や姓氏録に窺え、また江沼氏にも影響していると考えられる(前掲「武内宿禰系譜の成立と江沼氏の伝承」参照)。
- (38) 前掲日本書紀、一五〇頁。(39)同、一九八—一九九頁。
- (40) 前掲姓氏録、一九〇頁。
- (41) 小論では検討の対象としなかつたが、「系図」の氏族関係以外のすべての部分に典拠が求められ、記紀——紀が中心——、統紀に吸収される。
- (42) 「蘇我石川両氏系図成立の時期について」、四八頁参照。